

平成31年度 富山市民芸術創造センター予約使用申込みのご案内

富山市民芸術創造センターでは、より安定した創作練習活動が行えるよう「予約使用制度」を設けています。予約使用とは、一定の条件を満たす団体（アトリエは個人も可）であれば、一般の使用申込みよりも先に、次のような範囲内で使用申込みがまとめてできる制度です。

- | | |
|---------|--|
| a. 定期使用 | 年度を通じ、月2回以上週1回以内の定期的な使用。 |
| b. 長期使用 | 本番公演前の5日以上30日以内の継続した全日の使用。
出展目的の美術製作のため5日以上90日以内の継続した全日の使用。 |

注1) 定期使用については、年度途中で公演等をひかえた団体からの使用の申込みがあった場合、事務局で調整させて頂く場合がありますのでご了承ください。

注2) 学生または生徒(中学・高校の部活動など)が使用する場合は、土、日曜日を除きます。

注3) 当センターは、創作練習専用施設ですので、営利目的の教室や公演・発表のために使用することはできません。万一、そのような事実が判明した場合は、創造センターの使用を取り消します。

◎ 次のすべてに該当する団体等が予約使用申込み可能です。

- 市内に活動の拠点を有するもの
(団体の場合は、事務所、代表者、事務局長、指導者のいずれかの所在が市内にあり、かつ団体の構成員の半数以上が市内に在住もしくは在勤のもの)
- 公立文化施設(舞台芸術上演可能な施設)において、団体が単独で年1回以上の主催公演・発表を行っているもの、またはアトリエの申込みをされる場合は、年1回以上発表を行っているもの
- 使用年度における活動予定が、おおむね決まっているもの

◎ 予約使用団体等が使用することができる施設は、1団体等につき、次に掲げる施設のうちのいずれか1つとします。

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| a リハーサル室 | b 大練習室1, 5 | c 中練習室2 |
| d 練習室33, 34 | e アトリエ(長期使用に限る) | |

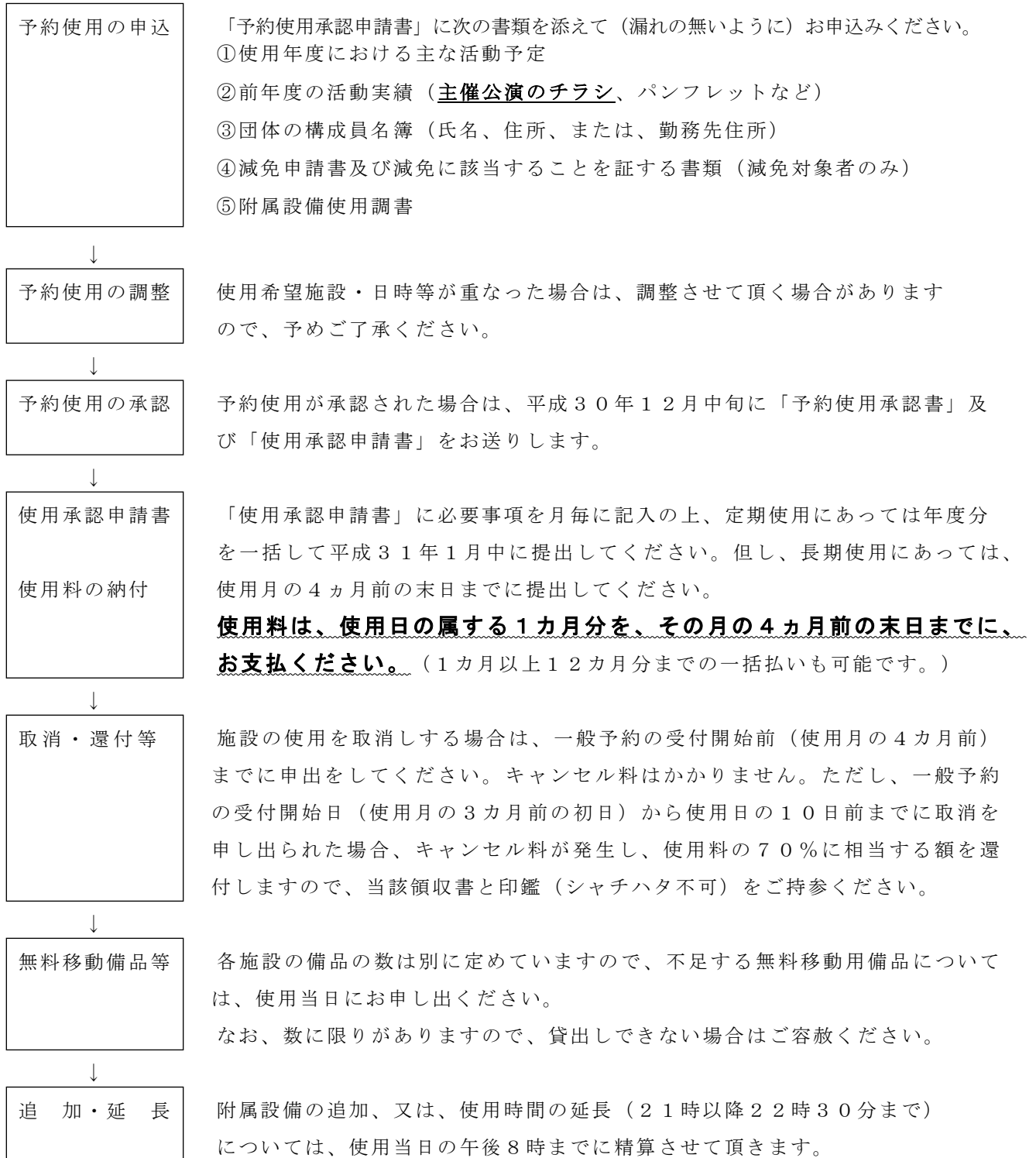
◎ 定期使用の場合の使用時間は、次のいずれかとします。

- | | |
|-----------------|--------------|
| a 9時から12時まで | b 9時から15時まで |
| c 13時から15時まで | d 13時から18時まで |
| e 16時から18時まで | f 16時から21時まで |
| g 16時から22時30分まで | h 19時から21時まで |
| i 19時から22時30分まで | |

◎平成31年度の予約使用申込手続き等

■受付期間 平成30年11月1日（木）から11月30日（金）まで

■受付時間 午前9時から午後8時まで 《期間厳守》



【お問合せ・お申込み先】富山市民芸術創造センター TEL(076)434-4100